

第6回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 議事録

日 時:平成27年3月19日(木) 14時00分～16時00分

場 所:伊予市教育委員会事務局 会議室

参加者:検討委員会委員 14名、事務局6名、関係者5名、委託業者1名

1 開会

- 委員長あいさつ
- 配布資料の確認

2 議事

(1) 前回の課題事項に対する市の方針について

- 本施設は莫大なお金がかかるということで、「都市再構築戦略事業交付金」の使用申請をすることとなりました。その交付金を受ける条件に公民館の位置づけに関わる場所があり、課題となっていた中央公民館、郡中地区公民館の位置づけについての市の方針を検討し、決定した。窓口となっている未来づくり戦略室からご説明申し上げます。(事務局)
- 昨今の伊予市の財政状況は決して潤沢なものではありません。新市庁舎、給食センター、本施設といった大型プロジェクトが進められるなか、厳しい財政をやりくりしています。そのような中で、極力伊予市の独自財源ではなく、補助金、交付金等を有効に活用して、市民の皆様がこれまで以上に施設を有効に使ってもらえるように検討してきました。

「都市再構築戦略事業交付金」の説明をしますと、一つの自治体にいろいろな方が広域に住んでいる中で、中心市街地に機能を配置することで、中心部から周辺部に人が流れていって交流したり、中心部に住むことで効率的なまちづくりを実現しようという目的のものとなっています。合併特例債だけであれば建設事業費の3割を市が負担することになるのですが、都市再構築戦略事業交付金を充てることで、事業費の5割はこの交付金を使用でき、市の負担は残り半分のうちの3割で済みます。この交付金を使用せず、全額の3割を合併特例債とする場合、市の財政状況を勘案すると他の計画に影響がでます。他の計画に影響が出ないようにするためには、本施設の計画縮小が必要となります。そのため、この交付金を使用することを市長とともに判断しました。

ただし、周辺部から中心市街地に人が集まってくる施設が交付対象であることから、地域の人が優先されて使う施設は交付の対象とならないという問題があります。これまでご議論のあった中央公民館、郡中地区公民館の位置づけについて、とくに郡中地区公民館専用の執務室、会議室といった施設が入ってきてしまうと、その施設が交付の対象にならないだけでなく、駐車場、エレベーター、縁側モールなどの共用部も公民館の執務室・会議室の面積比率に合わせて交付額が下がってしまいます。専用の施設を置くのではなく「公民館事業でアトリエを使いたい」ということはまったく問題ありません。また、本施設ができることで周辺部の方が使うことがあっても、それほど多い訳ではないと思われるので、基本的な使用者はこの地域の方にはなります。しかし優先的に使うということとはできない、ということとなりました。この場合、中央公民館や郡中地区公民館の館長・主事はどこに配置されるの

か、事業をするたびに本施設にわざわざ出てこなくてはいけないのではないかと、といったご懸念があると思いますが、それは社会教育課が公民館の運営審議会の中で別途協議し、本施設の検討とは切り離れた議論にしてもらう必要があります。

これまで、たくさん公民館の議論をしていただいたところをこのような結論となり恐縮ですが、管理運営基本計画5ページに記したとおり、公民館の方針は別の機会で検討するというごことをお願いします。(関係者)

- これまでの公民館に関する議論が無駄になるわけではなく、別の検討の機会に引き継がれるということになったということが1点。公民館活動での施設の使用において問題があるわけではない、むしろ積極的に私用してもらいたいということがもう1点でした。分かりやすくいうと、中央公民館や郡中地区公民館という看板を下げたり、事務所を置いたりすることはできないというお話だったかと思います。質問があればしていただきたい。(委員長)

→補助金のあり方についてはどうこういうつもりはない。安く済む方法でやるのは当たり前のこと。しかし、これまで言ったように公民館設置条例というものがあり、設置条例で各地区に公民館を置くものとしている。全部の公民館を廃止するならば理解するが、郡中地区だけ補助金のためになくなるというのはいかがなものか。先日市長から電話があつて話し合いを求められた。だから現時点では私は結論を出さないが、全部否定されたような気持ちだ。公民館は作らないのであれば、このまま置いておけという気分になる。こんなことを言っても仕方ないのは分かっているが、それなりの対応策をとってほしい。市長との話が済むまで待つてほしい。これで意見普請するとなったら絶対反対する。これまで何の議論をしてきたのか。公民館を作らないのだから。補助金の安い方を選択するのは致し方ないと思うが、「別途協議する」というだけではなく、この計画で公民館をどうするかを示してからでないと結論が出せない。(委員1)

→そこが難しいところで、交付金をもらうためにはこの計画を提出しないと行けない。この計画に本施設に公民館を置くことと書いてあると交付金がもらえないということで、公民館の議論をしたことはきちんと記録を残しておくということで、計画上は公民館の記述を除けるということでしょう。(委員長)

→だから結論は出せない。「使える」というけれど、使うだけなら学校でもどこでも使える。それは当たり前。公民館として事務室も看板もない。それについてはきちんとした言葉で方向性を示してもらわないと了承できない。(委員1)

→前にもワークショップで発言させてもらいましたが、基本計画は平成25年3月に「伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画」ということで、審議会もして24年度からずっと検討してきました。「学びはぐくみ つながる 出会いのひろば」という基本理念で、文化資料館機能を含む図書館機能、文化ホール機能、公民館機能を融合させ、新たな出会い・発見・交流の機会を創出する施設づくりを目指す、というのが市の法規に基づく機関で決められた計画でした。この経過を受けて、3つの機能が融合された施設を作るということで、ワークショップには150名の市民が登録して一体的な施設運営を議論してきて、この委員会も6回を迎えています。この建設基本計画をベースにして議論していかないと、委員1のいうとおり何のためにこれを検討してきたのかというところがあります。一方で、説明のあったとおり財源の問題もあります。この交付金を使うとなると公民館が入らないので公民館を計画に載せるわけにはいかないというのが行政の事情だというように理解しています。

専用だとか優先して使うということではなく、市民全体が来て使ってもらおうということで議論してきたことに問題はないようですが、公民館という施設が入っていると交付金がつかないという点について考えてほしいというのが説明の趣旨だと思います。「学び はぐくみ つながる 出会いの広場」であるのだから生涯学習の拠点となるべきであり、実質的に公民館の役割を果たすことが担保される必要があります。その点を、我々やこの計画書を読む市民が誤解しないように、丁寧に説明しないとイケないと思います。短絡的に「公民館の議論をしてきたのに公民館作らないのか」という話になってしまう恐れがあるので、誤解のないように伝えていただきたい。また、「公民館の事業は公民館の検討の場で検討します」、というのではなく、これまで議論してきたわけなので、いまからスタートする議論とならないようにしてほしい。公民館の事務室をどこに置いたらいいのか、という検討を運営審議会ですていただければいい。私の意見としては、中央公民館も郡中地区公民館も事務室を新庁舎に置けば、新庁舎もこの施設もウエルピアもその他の公共施設も使えるわけだから、事務室をどこに置くか、というのだけを議論していただきたい。この施設でどんな公民館事業をするかはここで議論してきたわけだから、それを踏襲していただきたい。(委員2)

→これまでタウンミーティングで公民館を作ると言ってきたのだから、市民に嘘をついたことになる。

何のために検討してきたのか。これでよし、ということにはならない。(委員1)

→ここに事務室を置けなくなれば、どこに置くのか。(委員3)

→その点については、市長が私に話をするとやっている。その後また委員会を開いていただき、話の内容に納得できるのであれば皆さんに説明をし、承認するが、何の案も示さないままでは承認できない。案を皆さんに説明してほしい。(委員1)

→建物は無い、事務室はどこに置くかわからない、では宙ぶらりんになる。これまで1年間ワークショップをしてきたことも何だったのか、ということになる。こういう話をするのであれば、そのあたりをはっきり示してもらわないといけません。委員1と市長が相談するのではなく、我々にも話をしていただきたい。(委員3)

→私が一対一で話して了解することではないので、もう1回委員会をして、そこで案を出してもらいたいと思っている。その前段として、市長が話をしたいと言っているのだと捉えている。(委員1)

→この交付金を申請するという話は、最初から話に来ていたのではないかと思います。今、最後の委員会を迎えるところでこの話が出てきて、公民館を入れられないというのは、なんだか騙されているような気持ちになります。なぜ今なのでしょう。なぜ公民館を入れると交付金をもらえないのか、もう少し説明してほしい。(委員4)

→当初、この施設については過疎債を充てる予定であり、その後より有利な合併特例債を使おうということで進めてきました。しかしこの「都市再構築戦略事業交付金」を使えば半額国が見てくれるということで、話が変わってきたところです。(関係者)

→ではこの交付金を使うという話は最初にはなかったということでしょうか。(委員4)

→法律が変わり、昨年からは使えるようになりました。その後説明会を受けて、この交付金を使った方が有利であるし、他の公共事業の計画を進めていくうえで、本施設ではこの交付金を使って、できるだけ身軽な財政計画にしておくべきだということもありました。委員1の仰るとおり、大きな問題を伴うものですが、伊予市としてはこの有利な交付金を使いたいという結論に、ここにきて至りました。

隠してきたということではない点をご理解いただきたい。(関係者)

→補足します。このような説明を申し上げても、他の事業も元々計画にあったのだから、急に圧迫されることはないだろう、というお考えもあると思います。当初、本施設の計画は 25 億ぐらいという話でありましたので、過疎債または合併特例債を使って建てましょうという話でした。その後、東日本大震災が発生し、復興事業で公共事業が増えて建設費や資材費が高騰しました。新庁舎もその影響で事業費が 20%~30%増加しています。この施設も現在は 30 億を超える施設となってきました。今後東京オリンピックが予定されていることを勘案すると、この施設を建設する頃にはもっと建設費や資材費は高騰する恐れがあります。今の時点では合併特例債を使うことで何とか賄える範囲に収まっていますが、建設する頃にはその範囲を超える恐れがあるので、他に国の補助がないか探していたところに、この「都市再構築戦略事業」の交付金を使えることが分かりました。そこで今回、皆様にこの交付金を使うためには、公民館が入っていると対象にならないということで、急きょ市の方針を変更させていただきたいということをお願いしたところでした。

ワークショップにてこれまで公民館として必要な機能を検討し、基本設計がまとまっているため、公民館として必要な機能は施設に反映されています。施設名称として公民館というものがなくなっても、機能としては残されているということをご理解いただきたい。この委員会でもワークショップでも一体的に運用していくことでの効果ということをご理解いただいているところかと思えます。「ここは公民館の部屋」「ここは文化ホールの部屋」「ここは図書館の部屋」という仕切りを設けるのではなく、貸館をする施設については一体のものとして、コミュニティセンターのような位置づけでご利用いただくということについては賛成いただけるかと思えます。管理運営基本計画においてもそのような内容でまとめていただければありがたい。(委員5(行政職員))

→委員5の説明については理解しますが、既に建設基本計画が発表されていて、そこにちゃんと公民館が入っています。消そうとしても前の計画には入っています。管理運営基本計画は建設基本計画に基づいて作られるものですから、実際は消えることはないのではないのでしょうか。結局整合性がとれていないのではないかと、思います。委員会で作る管理運営基本計画としては公民館に関する事項を載せ、市はそれを受けて、交付金対象となるような計画を別に作って交渉すればいいのではないのでしょうか。管理運営基本計画に載っていたらどうしても駄目なのですか。(委員2)

→検討委員会で出された管理運営基本計画案と、それをもとにして市が作る管理運営基本計画が違ってしまふというのは、いかがなものかと思えます。(委員5(行政職員))

→この委員会がないがしろにされた、ということにはならないか、ということをご懸念いただいたかと思えます。実は私もこの話を聞いたのは2日前のことで、整理できていないところがあります。市も、詰めた会議をしたのは2~3日前であると聞いています。今回配布されている、公民館の記述をなくした管理運営基本計画案も昨日拝見し、悩んだままで来ています。ですから皆さんの仰ることも大変よくわかります。

これまでしてきた議論を引き継ぐのが委員会としては一番よいと思いますが、市民の活動する場ができるだけ早く確保されることが大切だということが一番に考えるのであれば、中央公民館や郡中地区公民館のあり方については、これまで委員会やワークショップで議論してきた機能をきちんと使えるような案を別途検討していただかないと、我々も計画案をまとめるという今年度の責務を果

たせないなという思いで今回出席したという思いがあります。来週もう1回やるのであれば、こちらは問題ないですが、いかがでしょうか。(委員長)

- 先ほど、なぜ公民館があると交付金の対象にならないかという話があった。たとえば幼稚園と保育所をみると、幼稚園は文部省、保育所は厚生労働省。同様に、都市計画については国土交通省、公民館は文部科学省。国の縦割りの行政の結果ではないか。私はそう思っている。(委員1)

→それは違う。(委員2(行政職員))

→これまで議論してきたことがあるのに、いきなり公民館がなくなります、これで終わりですと言われても了承できない。公民館の位置づけについては、代案を出してもらいたい。ワークショップ、タウンミーティング、伊予市はうそをついたことになる。(委員1)

→先ほどの話のように、予算を縮小しなくてはならない、ということであれば、まずは全体的に縮小することを検討すべきではかと思うが、なぜ公民館をなくすという話に今の段階で至ってしまったのかが理解しにくいです。言葉は悪いですが、前に向いていくためのごまかしのよう感じられてしまう。行政の言うことを100%信じるという気持ちには、これまでのことも踏まえて私はならないもので、どうしても「騙されないぞ」という思いが先に立ってしまうのです。多少恨まれても言うべきことは言うためにここに来ているのであって、有識者のおまけの市民委員、といったような形骸化した会議体ではないのですから、普通の市民の多くの意見は同じだと思って発言しています。時系列に合ったような説得の仕方があるのではないのでしょうか。(委員3)

→まず、先ほど委員1の発言にあった対象になる施設という話について、配布資料の3ページ目の下段に「交付対象となる誘導施設について」というところがあります。この3番の教育文化施設に学校、幼稚園といった施設はすべて入っていますので、文部科学省だから、縦割りだからといった事情があるわけではないことをご理解いただきたい。また、公民館のあり方についても説明させていただきたい。本庁地区以外の地域になぜ公民館があるかということを考えてみていただけますか。周辺部にはこういった交流できる施設がないため、概ね小学校区単位で公民館を置いて公民館活動を行っています。中山・双海についても地域事務所が地域交流センターの位置づけとなって公民館活動が行えるようになっていきます。本庁地区、とりわけ郡中地区については、こういった交流施設が周辺部と違って豊富にあります。そのため、郡中地区公民館という主たる事務所を構えておく必要がなく、新しい本庁舎内に郡中地区公民館の主事を置いて、ソフト的な面から公民館活動を行っていくことに重きを置いて充実をさせていこうとするものであるという趣旨をご理解いただきたい。(関係者)

→口頭で課長が言ったから了承するものではないので、別紙でも文章にまとめて残してもらいたい。(委員1)

- 一つの案として、すぐに対応していただけるか分からないが、皆様のご意見の大きな流れは、郡中地区公民館の議論については、6回の委員会の間でもかなり行ってきました。そのまとめの文章を前回提案して、委員のご意見を受けて修正したものが少し前まで事務局でも作られていました。そのことについてまとめた資料を別紙としてこの計画にきちんとつけていただきたい。交付金云々のことはここには書けないけれども、地区のコミュニティセンターの機能は残っているのに、この機能についての記述がなくなっています。本文で郡中地区公民館のことが書けないのであれば、地域のコミュニテ

イセンターとして、公民館と連動して、といったことを書いていただくのが、委員も市も納得できるところでの落としどころでないかなと思います。(委員長)

→公民館活動として使用するという事は書いてもらって構わないし、むしろ書いていただきたい。特に別紙にする必要もありません。(関係者)

→本文中に公民館機能の活動は残す旨は書いて、事務所をおかない、公民館と名乗らない、ということだけ配慮すればいいということですね。今回、どうもこれでOKというわけにはいかないというのが分かってきました。先ほど口頭でご説明があったとおり、本庁舎内に郡中地区公民館の事務室を置いて、そこでソフトについては活動を行うという話でしたが、ここでしてきた議論、経緯については別紙でも記録として残す形をとってはどうか。(委員長)

→本庁舎の事務室の件は納得しているわけではない。きちんと案を出して示してもらわないと、結論は出せない。(委員1)

→今日、初めて聞いた方が殆どかと思いますが、12月に交付金の話は新聞に出ていたし、分かっていたことではないでしょうか。我々でもこのような状況であるので、多くの市民の方々はご存じない。ホームページで委員会の議事録は公開されているし、経過はご理解いただけるだろうから、管理運営基本計画についてこういう議論をしてきたけれども、財政問題への対応策としてこのようになりましたと示してほしい。そ誤解を受けないような記述の仕方で、公民館の名前はなくなっても、連携して学習拠点としての役割を果たすことを目指しましょうということ是十分書けるだろうから、もう一度見直してもらって議論したいと思います。(委員2)

- 10 ページの管理運営方針に、たとえば「生涯学習の機能」といった項目で書いてはどうか。(委員長)

→「地域交流エリア」という書きの方が望ましいのではないかと思います。「生涯学習」というと誤解される恐れがあります。(委員1)

→この交付金の趣旨に沿った、交流学习拠点として役割を果たすということが示せばいいのではないのでしょうか。(委員2)

→「公民館」という表現を避ければ、機能としては同じようなことが書かれていても問題ないし、公民館活動に使える機能があることに変わりはない。表現だけ配慮してほしい。(委員3(行政職員))

→先ほどの資料の対象となる誘導施設に文化ホールがありませんが、大丈夫ですか。(委員1)

→文化施設については構わないです。(委員3(行政職員))

→生涯学習や地域交流の施設ということであれば書くことはできるということなので、いままでの議論の経緯について、文化ホールの事業方針の後にでも、「生涯学習・地域交流機能」ということで、公民館という文言は使わずに地域の活動を行います、ということで従来のコミュニティ活動の一覧を出して、今までの議論を復元していただきたい。そして、最後のところに、市民の方に誤解がないように、伊予市の負担が減る旨を書いてもらいたいと思います。そのために公民館の事務室機能を外に出すというか、他で設けることを示したものを別紙で付けていただきたい。(委員長)

→郡中地区の者は納得できない。郡中地区公民館がなくなるということではないか。(委員4)

→看板を掲げないからといって、一切この施設が使えないということではありません。むしろ充実した施設を積極的に使っていただきたいです。(関係者)

→機能はあるし、使えるけれど、「郡中地区公民館」がないことに変わりはない。(委員4)

- 先ほど、郡中地区公民館と中央公民館の事務機能の話については、未来づくり戦略室から口頭で説明があったが、本来は社会教育課からきちんと回答すべきことであるので、今回は明確に回答させていただきたい。(委員(行政職員))
- 公民館という看板はつけられないが使える、とのことであったが、それで本当に問題ないですか。以前、農水省の財源をもらって事業をやったときに、細かいことまで詰められ、会計検査院で大変苦労しました。(委員)

→使用についてまでは口を出さないで、郡中地区公民館としてこの施設を使用するという点には問題はありませぬ。(関係者)

→そうはいつでも言うてくる人もいたりして、大変苦労することがあるので注意してもらいたい。(委員)

(2)事業方針等のとりまとめについて

- 前回の宿題の答えを言うてもらいたい。事務室の件、施設の名称、料金、駐車場、色々言った。(委員1)

→料金の件は課題として今年出して、来年度以降に検討するということであったかと思ひます。今の案でも、次年度以降の検討課題というものが18ページにありませぬ。この部分については次年度の検討とさせていただきたい。(委員長)

→前回頂いたご意見のうち、委員1のご意見で反映したのものについてご説明する。まず17ページに施設名称の検討について注記させていただいていませぬ。駐車場については18ページに駐車場の効率的な運営について記させていただいていませぬ。(委託業者)

→他の委員の話の反映した箇所についても説明させていただきたい。(委員長)

→たくさんありませぬが、10ページの複合施設のあり方の部分について、全体的に見直しをさせていただいていませぬ。また、17ページに施設予約システムのことを書かせていただいています。

→この点についてはまた確認してから意見を出したい。(委員2)

- 市役所の肩を持つわけではないが、国や県から「公民館は駄目だ」と言われたのが3日前と聞いていませぬ。その経緯を市民の誰にも分かるように、委員の方々がほかの方に説明できるように示してもらいたいということが1点。もう1点は、公民館の議論は別にするということでしたが、これまでの議論については、「公民館」という文言を載せないものの内容は計画中に示すということで検討していただきたい。そして、先ほどの委員の「公民館の名前がないが使えるということで本当に大丈夫か」というご懸念については、十分に検討しておいていただきたい。安くでき、市民の負担が減るに越したことはないと思ひます。(委員長)

→その通りで、この経緯については計画でも、ワークショップでもきちんと示させていただきたい。郡中地区公民館は、一番住民が多い、大きい地区の公民館でした。以前も発言したとおり、国では、建物や施設を「公民館」というのではなくて、機能として公民館があればいいという考えに変わってきていることも理解してもらいながら、郡中地区の住民も使うけれど広域の市民も使うということで、公民館がなくなるという誤解が生じないように話していただきたい。(委員1)

→公民館の審議会はこの話を何も知らないのではないか。そこに今回の検討を預けるということになるのであれば、荷が重いのではないか。(委員2)

→市民活動の場をきちんと確保することが重要であるので、本委員会としては、新たにできるこの施設が、いままでの議論に沿ってできるように管理運営基本計画を作るということで進めていただきたい。(委員長)

- 公民館について大きく削ったところを、文言に配慮しながら復活させた管理運営基本計画を作ってください、また経緯について示した別紙を1枚作っていただいて、もう1回委員会を来週開催したいと思います。我々は答申するような位置づけではありませんが、来年度の課題などについても納得して意見普請するというので設けさせていただきたい。(委員長)

→いま委員長にまとめていただいた方向で経緯をつけて、今回変わった内容が分かるようにします。先ほど委員が仰った料金等については次年度以降の検討として当初より考えています。公民館設置条例については、先ほど他の委員からもあったとおり、「設置」というのは施設を設けることではなくソフト機能を設けるということであるため、郡中地区の公民館が消えたということではありません。郡中地区の公民館の事務室については、本庁舎に設けます。建設中の代替機能については、ふるさと創生館がその役割を果たせるのではないかとということで検討しています。このような点について、修正・追加をしていきます。(事務局)

→複合施設にすることは譲歩するが、いままであった施設がないということは認められない。(委員)

- 18 ページの次年度の課題について、前回申し上げればよかったが、危機管理・安全管理について議論することを示していただきたい。また、細かいことではあるが、広報宣伝や施設の名称、事業の内容といったことについても実施計画では検討していくことを示していただきたい。(委員)

→「4.その他」として、項目を挙げておいてもらえればと思います。(委員長)

→今度の交付金で事業をするということは、事後評価をされることとなります。そのためにもこの施設が稼働率を上げて、多く利用されるかという点は意識したいです。(委員)

→八戸市の「はっち」では交通量が8倍に増えたと聞いています。それは国に出すために記録を残したものであろうと思いますので、そういった記録をお願いしたい。(委員長)

(3)その他

- 建設中の代替機能を担う施設についての説明(事務局)
- 平成27年度いっぱい公民館を利用できますが、その後の活動に利用できる施設を一覧にしました。他の課が運営している施設もあるので、どのように使用できるかについてはまたお知らせしたいと思います。(事務局)

→中山・双海の施設も書いた方がいいのではないかと。使えないわけではない。(委員1)

→郡中地区の方の使用が殆どであるので、地区内で示しています。(委員2(行政職員))

→以前、数値等に誤りがあったために回収させていただいた資料を修正し、情報提供として出ささせていただきました。郡中地区にはこれだけの施設があるので、有効に使うことについて事務局でも検討していきたいと思っています。(事務局)

→既がない市民会館の利用者についても大切な情報であろうかと思えます。ただし保険福祉センターなど、施設特性によって制限があるものもあるようです。

あくまで一委員としての意見ですが、こういった施設の利用に関して、市役所任せにするのではなく、市民のなかで、例えば文化協会が音頭をとって、と言っても文化協会が優先して使うというのではなくて、使いたい人たちのネットワークを作って、話し合いでできるだけいい利用ができるように考えていただければと思っています。文化団体でもボランティア登録をされて活動されているところもあると聞いているので、そういった取り組みを通じて新しい施設での市民の主体的な運営参加の基盤づくりにつなげられるよう、開館までの期間を有効に使っていただきたい。巨大な施設ができるわけではないので、周辺の施設を利用し合いながら稼働率を相互に向上させて、それを通じて事業をする楽しさが生まれていくといいと思います。市が基盤整備をしてくれるとは思いますが、利用者主体でネットワークを作ってもらいたいというのが一委員としての願いです。(委員長)

→新しい庁舎の中に会議室があり、その利用問題があります。市役所の貸室の管理運営の細部の議論はなされていません。新庁舎の会議室の利用、現施設の利用について、現状縦割りで運営され、使い勝手が悪かったり不自由があった点をクリアにして、全公共施設が有効に使えるように、施設予約システムのことも含めて検討を始めていただきたい。(委員1)

→公民館が使えなくなる代わりにこの施設を使ってくださいという資料だと思うが、ウェルピアは使用料が免除にならないので、この資料は意味をなさないのでないか。図書館は建物が出来てから移転するということだが、公民館の事務所は、とくに新庁舎が出来るまでどこにするかという説明がなかった。住民にも周知してもらいたい。(委員2)

- 公民館を利用している者として、建設中、音を出す利用についての代替施設についての資料も出していただきたい。ひとつはアップライトでもいいからピアノが使える場所があるか、音を出していい場所があるかないか。各施設に個々が問い合わせをしていかななくてはならなくなってしまいます。これまではいつも隣で音が漏れていても気にならなかったのですが、何年間か他施設を使わせてもらう際、「よそから来てあんな大きな音を出して」ということになるとお互いによくないので、発展的に使っていくように情報提供をしていただきたい。(委員)

→「あなたはここを使ってください」とまでは出来ませんが、ある程度、市民の方が困らないように項目を挙げながら情報を提示して行けるように検討します。(事務局)

- これまで色々な意見を聞いてくると、あれもほしい、これもほしいとなる。しかし予算がなくてはできない。市役所の方も何とか建てようと一生懸命、委員の気持ちも汲みながら検討してきて、やっと前に向いたと思ったらこんな話になった。私の地域でも農業総合センターに公民館があったのですが、地域事務所に窓口が変わり、ちょっと当惑したけれども、窓口がどこか、という道しるべだけでもあれば安堵すると思うので、委員の皆さんも自分のこととして考えて、いいものを作っていただければと思う。(委員1)

→いま仰る「道しるべ」とか、どうやって周知するかについては、幸い時間ができたところもあるので、3~4年かけて市民の方々に周知し、しかもこれを十全に使いこなせる市民がいるようにということで、行政の検討ももちろんだが市民も骨を折っていただきたい。(委員長)

→この資料だけでは、問い合わせ先や料金も分かりにくいので、もう少し分かりやすく、この施設ではカラオケができる、といったようなことも示してもらえれば、使ってみようかという気持ちになると思うので、そういうことを周知できる資料にしてもらいたい。(委員2)

→今回は、以前記入漏れのあった資料の修正を参考資料として配布されたものかと思うので、委員1や委員2の仰るような情報を追記してもらうこととしつつ、行政も欲しい情報が全て分かるわけではないので、よりよい資料になるように皆さんも関わっていただきたい。新しい施設を使う上でも、市民がお互いに施設をシェアしていくということも考えていただきたい。事務局はより使いやすい施設を考えるということで、双方の準備段階の取り組みとして捉えていただきたい。(委員長)

- 今日ご発言のなかった方にご意見をいただきたい。(委員長)
- 最初のころワークショップに参加したとき、市民の皆さんも「すごいものができる」というワクワク感、楽しい感じを持って参加されていたと思います。そして、それを支えるためにこの委員会や事務局の方が縁の下にいらっしゃるのだなと感じていました。ワークショップも参加が減ってきているという話が出ていましたが、内容がだんだん大事な部分になってきて、それがいいことには先に進めない議論になってきた点もあるのだと思います。今回話のあったような経緯については、皆さん知りたいところがあるので示してもらいたいですし、そのうえで楽しみだと思ってもらえるようになるといいと思います。(委員)

→公民館がない、市民会館がないということをマイナスに捉えず、良い機会として、新しい施設を使うためのトレーニングとしてみんなで話すきっかけを作ることでワクワクしていただければいいですね。最初は夢と希望でワクワクしたけれど、現実にはいろいろあったね、という段階が現在だと思えますので、次の段階でまたワクワクできるように、つらいことはあると思うが進んでいきたいと思えます。(委員長)

- 他の委員の意見を聞いて公民館について勉強してきたところが、今回印象としては外れたようなことになって、残念だなと思いました。ワクワクする気持ちも置いておきながら、計画を進めていかなくてはいけないのだろうなと思っています。(委員)
- 前回欠席したのですが、今回交付金の話でびっくりしました。ここに出ていてもびっくりしたので、ワークショップに参加されている方は大変驚かれると思います。交付金を使うことは仕方ないことだと思うので、分かりやすく説明していただければと思います。(委員)

→委員の皆さんが、「委員会に出ているけれど説明できない」という現状は良くないと思うので、もう1回ぜひよろしくお願ひしたい。(委員長)

- 遅れてきて申し訳ありません。一番大事なところで出られませんでした。公民館という名前は使えない、使い方は変わりませんよ、ということでしたが、いままで使わせていただいた側として「公民館、公民館」と呼んでいたのをどう呼べばいいのかなと思っています。一般の方への周知は何度も工夫をこらさないと分からないのではないかなと思ったのがひとつ。また、これまでも使い勝手が悪かったところがあったのが、事務局がよそに行くということで、より使い勝手が悪くなるのではないかなという懸念もあります。市民としてはいつでも行って相談できる場になる雰囲気を持ったところにならないといけないのではないかと心配しています。方向性としては、委員長の言うとおりで納得しています。公民館の使えない間の代替施設については、使いやすいように工夫をしていただいて、「こういうことをやりたいけれどどこを使えばいいか」というときに個々に交渉することのないように、そういうことが分かる場ができればと思います。(委員)

→新しい施設を作るとき、それまでの代替施設に思いが至らないこともあると思います。継続して活

動をするためにも検討をお願いします。ここではそういう議論をする場ではないので、あまり取り上げないとは思いますが、事務局のほうで検討していただきたい。(委員長)

- 次回の日程についてはどうするか。(委員長)
 - 26日以降でどうか。(委員)
 - 委員長のご予定はどうでしょうか。(事務局)
 - 27日か28日であれば空けられます。27日の昼間はどうか。議題は一つなので、あまり時間は長くしないようにしたいと思います。細かい文言は引き続き直すとして、大きなところだけ確認しましょう。(委員長)
 - 時間については15時ごろを目途に調整させていただき、ご連絡申し上げます。資料を事前にお渡しすることは難しいので、今回の資料をベースに、変えたところを分かりやすいように示します。公民館についても、ご意見をないがしろにするつもりはないので、どこかに記せるようにしたいと思います。(事務局)
- 住民に理解していただくには大変時間もかかるでしょうし、いろいろなことを言われるでしょう。だから行政にも根気強く続けてもらいたいし、賛成する市民、検討に関わった市民が後ろについて、腹を割って話し合っていないといけません。そのぐらいの気持ちで進めなければいけないと思っています。(委員)
- 熱い議論の後に大変恐縮ですが、今回は予定外の委員会ですので、委員報酬の予算がありません。現状のままでは、報酬のないかたちでご参加いただくことになりますが、ご了承いただけるでしょうか。(事務局)
 - 皆さんよろしいでしょうか。(委員長)
 - (異議なしの声あり)
 - では、次回27日にまた、よろしくをお願いします。(委員長)

以 上